

エコポイント対象住宅証明書の発行業務

復興支援・住宅エコポイント

(概要・申請方法等)

株式会社 香川県建築住宅センター

目次

エコポイント対象住宅証明書(復興支援・住宅エコポイント)の発行業務を開始!

省エネ基準(平成11年度基準)

省エネ基準(平成11年度基準)について

住宅事業建築主基準(トップランナー基準)について

一戸建の住宅

共同住宅等

エコポイント対象住宅証明書の発行業務

審査に必要な書類・提出部数

添付図書一覧

エコポイント対象住宅証明書 (復興支援・住宅エコポイント)の発行業務を開始!

平素、確認検査、性能評価、適合証明などのご利用賜りありがとうございます。

このたび、平成23年11月21日「平成23年度第3次補正予算」が成立し、復興支援・住宅エコポイントが始まりました。

発行されるポイントは150,000ポイントで、交換商品は復興支援商品又はエコ商品等と交換することができます。

エコ住宅の新築の場合は、**エコポイント対象住宅証明書を添え**、原則として、住宅の所有者が、**事務局(当機関も事務局)**に対して行うものとし、事務局が各都道府県に設けた受付窓口における申請、事務局への郵送による申請のいずれかの方法でエコポイントの取得を行うものです。

この証明書の対象となるものは、エコ住宅の新築(平成23年10月21日～平成24年10月31日に建築着工したもので

- ・省エネ法のトップランナー基準(住宅事業建築主の判断の基準)相当の住宅**
- ・省エネ基準(平成11年基準)を満たす木造住宅が対象となります。**

ポイントの申請には、**基準を満たすことを証明するための発行証明書が必要となります。**

詳しくは、窓口の担当者にお尋ねください。

省エネルギー基準（平成11年基準）

省エネルギー基準
(平成11年基準)

省エネルギー基準は
・性能規定
・仕様規定
により構成されています。

告示:住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準

<住宅の省エネルギー措置の水準を性能で定めているもの>

(告示で定めている主な事項)

- ・住宅の暖冷房エネルギー消費量の指標である「年間暖冷房負荷」
- ・住宅の断熱性の指標である「熱損失係数(Q値)に関する基準」
- ・夏期の日射遮蔽の程度を示す「日射取得係数に関する基準」

告示:住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針

<上記の基準を満たす住宅の仕様を定めているもの>

(告示で定めている主な事項)


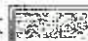
- ・断熱構造とすべき住宅の部位(どの部分を断熱構造とすればいいのか)
- ・部位ごとの断熱性能の基準(熱貫流率、熱抵抗値等)(断熱材や開口部の断熱サッシ、断熱ガラスなどの仕様等)

※本指針によった住宅であれば、その建物としての性能値は上記の建築主の判断の基準の定める水準に適合する。

! どちらの告示(基準又は指針)を使って頂いてもかまいません

省エネ基準（平成11年基準）について

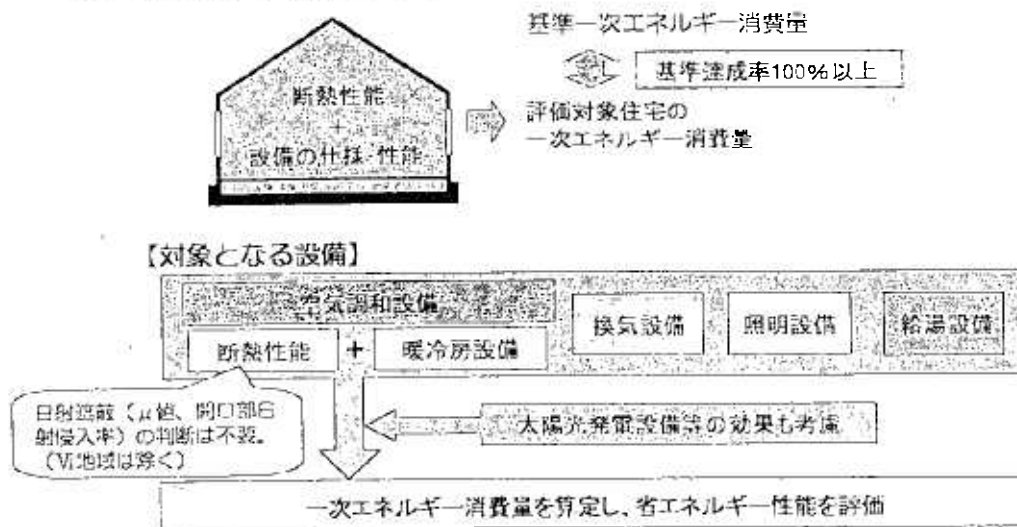
	建築主等の判断基準【性能基準(計算型)】	設計・施工指針【仕様基準】
省エネ基準(省エネ法)	<p>A</p> <p>年間暖冷房負荷の基準</p> <p>B</p> <p>熱損失係数(Q値)の基準</p> <p>夏期日射取得係数(C値)の基準</p> <p>配管事項(気密、防露、冷暖房機器効率、通気経路)</p> <p>その他(維持保全、共用空間の設備機器関連)</p>	<p>C</p> <p>■躯体の断熱性能に関する基準 一般部の熱貫流率・熱抵抗値 構造熱橋部の断熱補強</p> <p>■開口部の断熱性能・日射遮蔽に関する基準 熱貫流率・夏期日射導入率の基準 建具等の基準</p> <p>施工に関する基準</p>
	<p>評価方法基準(住宅品確法)</p> <p>年間暖冷房負荷の計算方法については、国土交通大臣による特別評価方法認定を受けなければ、適用することはできない。</p> <p>熱損失係数等による基準</p> <p>熱損失係数(Q値)の基準</p> <p>夏期日射取得係数(C値)の基準</p> <p>結露の発生を防止する対策に関する基準</p> <p>熱貫流率等による基準</p> <p>■躯体の断熱性能に関する基準 一般部の熱貫流率・熱抵抗値 構造熱橋部の断熱補強</p> <p>■開口部の断熱性能・日射遮蔽に関する基準 熱貫流率・夏期日射導入率の基準 建具等の基準</p>	

エコポイント対象住宅判定基準における「省エネ基準」の判断は  又は  の部分による

住宅事業建築主基準（トップランナー基準）について

■断熱性能（躯体・開口部の省エネ性） → 省エネ基準（平成11年基準）に適合するよう努める

■一次エネルギー消費量の基準達成率（設備を含めた省エネ性）



一戸建の住宅

① 一戸建ての住宅

【木造住宅の場合】以下のいずれか

- ① 設計住宅性能評価書（省エネルギー対策等級4に適合するもの） → 【省エネ基準】
- ② 建設住宅性能評価書（省エネルギー対策等級4に適合するもの） → 【省エネ基準】
- ③ 長期優良住宅 認定通知書 → 【省エネ基準】
- ④ 長期優良住宅 技術的審査 適合証 → 【省エネ基準】
- ⑤ フラット35S（省エネルギー性を選択）の適合証明書 → 【省エネ基準】
- ⑥ フラット35S 20年金利引き下げタイプ（省エネルギー性を選択）の適合証明書 → 【住宅事業建築主基準】
- ⑦ 住宅事業建築主基準に係る適合証（住宅省エネラベル） → 【住宅事業建築主基準】
- ⑧ エコポイント対象住宅証明書 → 【省エネ基準】又は【住宅事業建築主基準】

【木造住宅以外の場合】以下のいずれか

- ⑥ フラット35S 20年金利引き下げタイプ（省エネルギー性を選択）の適合証明書 → 【住宅事業建築主基準】
- ⑦ 住宅事業建築主基準に係る適合証（住宅省エネラベル） → 【住宅事業建築主基準】
- ⑧ エコポイント対象住宅証明書 → 【住宅事業建築主基準】

共同住宅等

●共同住宅等

【木造住宅の場合】以下のいずれか

- ① 設計住宅性能評価書（省エネルギー対策等級4に適合するもの）→【省エネ基準】
- ② 建設住宅性能評価書（省エネルギー対策等級4に適合するもの）→【省エネ基準】
- ③ 長期優良住宅 認定通知書 →【省エネ基準】
- ④ 長期優良住宅 技術的審査 適合証 →【省エネ基準】
- ⑤ フラット35S（省エネルギー性を選択）の適合証明書 →【省エネ基準】
- ⑧ エコポイント対象住宅証明書 →【省エネ基準】
又は 【エコポイント対象住宅基準（共同住宅等）】

【木造住宅以外の場合】

- ⑧ エコポイント対象住宅証明書 →【エコポイント対象住宅基準（共同住宅等）】

エコポイント対象住宅証明書の発行業務

1. 業務の内容

- ・エコポイント対象住宅判定基準に基づき審査し、適合していると認める場合、依頼者に対してエコポイント対象住宅証明書を発行します。また、不適合の場合又は明らかな虚偽がある場合は、依頼者に対してエコポイント対象住宅判定基準不適合通知書を発行します。

2. 業務区域・範囲

- ・香川県内
- ・一戸建ての住宅および共同住宅等の新築住宅

3. 審査料金（消費税抜き）

		省エネ基準（木造住宅）	住宅事業建築主基準		認定書等*
一戸建て住宅		21,000円	28,000円		7,000円
共同住宅等	規模	木造		木造以外	認定書等*
		省エネ基準	エコポイント住宅基準（共同住宅等）		
	500㎡以下	41,000+M×3,000円	41,000+M×7,000円	41,000+M×7,000円	27,000+M×7,000円
500㎡超	未定	未定	未定	未定	

*住宅品質確保法に基づく住宅型式性能認定書、型式住宅部分等製造者認証書もしくは特別評価方法認定書その他の認定書（以下「認定書等」という。）が添付されている場合で当該基準への適合の審査を省略し、認定書等の結果を活用することがきる場合。

- 1) 変更に係る適合審査料金も上表によります。
- 2) 紛失等による再発行料金は3,000円（消費税抜き）となります。
- 3) 審査料金を振込みの場合の手数料は依頼者の負担となります。
- 4) 共同住宅等のMはエコポイント対象住宅証明戸数です。

審査に必要な書類・提出部数

1. 提出部数 正副2部

2. 提出書類

- ・エコポイント対象住宅証明依頼書
 - ・委任状（代理者の場合）
 - ・添付書類
 - ①仕様書
 - ②各階平面図
 - ③立面図
 - ④断面図又は矩計図
 - ⑤設計内容説明書
 - ⑥Q値等計算書（仕様基準（R値、U値等）による場合は不要）
 - ⑦設備機器等が確認できる仕様書（カタログ等の写し）
 - ⑧算定用Webプログラムによる出力表、又は基準達成率算定シート
 - ⑨エコポイント対象住宅（共同住宅等）適合性確認シート（共同住宅等のみ）
 - ⑩省エネ基準の適合が証明できる書類を活用する場合は評価書等の写し
 - ⑪住宅型式性能認定書、型式住宅部分等製造者認証書及び特別評価方法認定書の写し
- ※基礎断熱等を行う場合は基礎伏図が必要となります。また、その他必要な書類を求める場合があります。

添付図書一覧

添付 図書	省エネ基準		住宅事業建築主基準		エコポイント対象住宅基準	
	一般	認定書等	一般	認定書等	一般	認定書等
①	○	○	○	○	○	○
②	○	○	○	○	○	○
③	○	○	○	○	○	○
④	○	○	○	○	○	○
⑤	○	○	○	○	○	○
⑥	○		○		○	
⑦			○	○	○	○
⑧			○	○		
⑨					○	○
⑩※1						○
⑪※2		○		○		○

※1 評価書等：「設計住宅性能評価書（原則省エネ等級4適合）、建設住宅性能評価書（原則省エネ等級4適合）、フラット35S（省エネ基準適合）適合証明書」の結果を活用し、審査を省略する場合。

※2 認定書等：「住宅品確法に基づく住宅型式性能認定書、型式住宅部分等製造者認証書及び特別評価方法認定書」の結果を活用し、審査を省略する場合。